

Q&A

(労務)

最低賃金の改定

ここ数年、最低賃金の上昇ピッチが一昔前に比べると大きくなっています。政府としては、まずは800円、そして1000円という目標値があるようです。

最低賃金の上昇は国策による定期昇給みたいなものですから、最低賃金ベースで働くパートタイマーにとつては、すべて良しにみえますが、扶養の範囲内(所得税103万円、社会保険130万円)で働くことを希望するパートタイマーも結構な数存在します。この場合、時間給が上がったことにより、所定労働時間を短縮しなければならぬパートタイマーも出てくると予想されます。そうなれば、人員配置の見直しを迫られます。平成19年の657円から約6.7%の上昇ですから、扶養の範囲ギリギリで働いている方は、この間、総所定労働時間を6.7%短縮していないと扶養の範囲からはみ出ていることになります。

上昇のピッチは自民党政権になっても変わらないと思われそうですので、年末忙しい時期に休まれることが無いよう、パートタイマーの労働時間管理・人員配置には、これまで以上に留意する必要があります。

●山口県の最低賃金

10月10日より左記のように変更されます。

変更前	690円
変更後	701円

なんとも中途半端な数字ですね。求人票において、

701円で提示する会社と、端折って710円で提示する会社と、対応が分かれそうです。時給者は、シンプルで分かりやすいですが、月給者は、時給のように一律に定額ではないので留意する必要があります。

●月給制における最低賃金

①週40時間制の場合

多くの事業所が採用している1年単位の変形労働時間制(以下、1年変形制)ですが、この場合法定労働時間ギリギリで制度設計しているのが通常でしょう。

$$40時間 \times (365日 \div 7週) \div 2085時間$$

年間総所定労働時間の上限は、2085時間となります。これを12で除すと、1ヶ月平均の所定労働時間が求められます。

$$2085時間 \div 12 \approx 173.75時間$$

この173.75時間に701円を乗ると、

$$173.75 \times 701 \approx 121,799円$$

週40時間制の事業所の最低賃金月額は、概ね

$$*121,800円$$

が目安となります。

②週44時間制の場合

週44時間制の場合は、1年変形制を採用すると、週44時間制の特例措置は利用できないので、1ヶ月当たりの最長所定労働時間を算出します。

$$44時間 \times (31 \div 7) \approx 194時間$$

この194時間に701円を乗ると、

$$194 \times 701 \approx 135,994円$$

週44時間制の事業所の最低賃金月額は、概ね

$$*136,000円$$

が目安となります。

以上、週40時間制と、週44時間制のケースを計算してみました。所定労働時間が法定労働時間より短い事業所もあるでしょう。その場合は、1ヶ月の所定労働時間に701円を乗じた額が月給制における最低賃金となります。

※所定労働時間とは

事業所が定めた(就業規則、雇用契約書において)労働時間のこと。法定労働時間を超えることは無いが(あれば違法状態)、1日の労働時間が8時間未満だったり、休日数が多い事業所は法定労働時間を下回ることはある。

●最低賃金の対象となる固定賃金

月給者の最低賃金を算出する場合、基本給の他に諸手当を含めます。

- ①基本給
- ②諸手当

ただし、諸手当のうち、以下の手当は除外されます。

- ・精皆勤手当
- ・変動給的要素なので除外されます。
- ・通勤手当
- ・実費弁償的要素なので除外されます。
- ・家族手当
- ・属人的要素なので除外されます。
- ・臨時的手当
- ・変動給的要素なので除外されます。

赤井労務マネジメント事務所
 社会保険労務士 赤井孝文
 URL <http://www.6064.jp>